

43

総
第
八
号

起 案
昭和五年六月七日

上奏	昭和五年六月八日
施行	昭和五年六月八日
公布	昭和五年六月十二日

星

内閣総理大臣

仁

内閣官房長官

内閣官房副長官

五

五

内閣参事官
五

五

古井 國務大臣

花

渡辺 國務大臣

渡海 國務大臣

小坂 國務大臣

園田 國務大臣

江崎 國務大臣

森山 國務大臣

上村 國務大臣

田中 國務大臣

金子(一) 國務大臣

森山 國務大臣

白濱 國務大臣

金井 國務大臣

中野 國務大臣

内閣 國務大臣

栗原 國務大臣

金子(二) 國務大臣

山下 國務大臣

三原 國務大臣

橋本 國務大臣

内閣 國務大臣

金子(三) 國務大臣

金子(四) 國務大臣

山下 國務大臣

別紙参議院議長奏上

元号法を公布することについて

右閣議に供します。

内

閣

4-1-7-10

72

裏面白紙

元号法をここに公布する。

御名 御璽

昭和五十四年六月十二日

内閣総理大臣

法律第四十三号

(奏上のとおり。)

内閣総理大臣

B-5 上質55kg (100枚天のり)

内閣

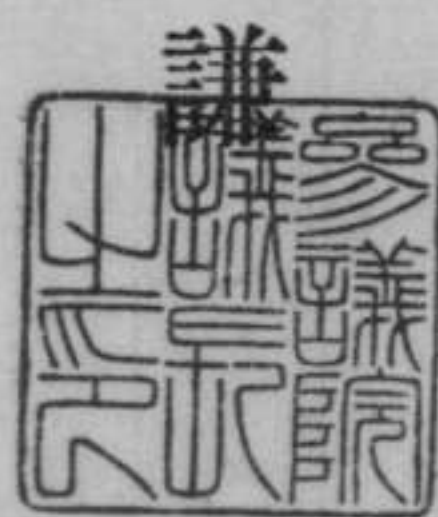
A04-1-7-②

73

国会は元号法の公布を奏上いたします。

昭和五十四年六月六日

参議院議長 安井



参議院

参議院事務総長 植木正



A04-1-7-③

74

裏面白紙

元号法

1 元号は、政令で定める。

2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする。

A04-1-7-④

75

裏面白紙

理由

元号に関する制度を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三

A08-1-7-⑤

76

昭和五十四年二月一日

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣総理大臣

内閣法制局長官

内閣参事官

閣議決定 昭和五十四年二月二日

星

古井 国務大臣	渡辺 国務大臣	渡海 国務大臣	小坂 国務大臣
園田 国務大臣	江崎 国務大臣	澁谷 国務大臣	田中 国務大臣
金子三 国務大臣	森山 国務大臣	上村 国務大臣	中野 国務大臣
内藤 国務大臣	白瀧 国務大臣	金井 国務大臣	三原 国務大臣
橋本 国務大臣	栗原 国務大臣	金子寛 国務大臣	山下 国務大臣

別紙内閣総理大臣請議

元号法案

内閣法制局

を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、
国会に提出されてよいと認める。

法律案

提案のとおり

元号法案

右

国会に提出する。

昭和五十四年二月

二日

衆へ

内閣総理大臣

内

閣

B-5 上質55kg (100枚天のり)

裏面白紙

404-1-7-③

78

この法律の署名大臣は、次のとおりとすること。

内閣総理大臣

内閣法制局

裏面白紙

A04-1-7-⑤

77

内閣 総本第 / 号
法制局 昭和54年 / 月 / 日

総審第16号

昭和54年1月30日

内閣総理大臣 大平正芳 殿

内閣総理大臣 大平正芳



元号法案について

標記法律案を第87回国会に提出する必要があるので、別紙法律
案及び理由を添えて閣議を求めます。

日
本
国
政
府

A04-1-7-⑨

80

元号法

1 元号は、政令で定める。

2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする。

理由

元号に関する制度を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本国政府

A04-1-7-④

82

(二頁三行、二四行)

元号法案要綱

- 一 元号は、政令で定めることとすること。
- 二 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改めることとすること。
- 三 この法律は、公布の日から施行することとすること。
- 四 昭和の元号は、この法律の規定に基づき定められたものとする
こととすること。